

奈 個 情 第 6 2 号
令和3年2月17日

奈良市教育長 様
(諮問実施機関担当課
教育委員会教育部学校教育課)

奈良市個人情報保護審議会
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る
諮問について (答申)

令和3年1月12日付け奈教学第1179号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

【諮問 : 個情第02-14号】

「学びなら」推進事業に係る電子計算機の結合について

(別紙)

答申：個情第43号

諮問：個情第02-14号

答 申

第1 審議会の結論

奈良市教育長が、奈良市立小学校の児童の学力の向上を図るため、児童の個人情報「学びなら」学力向上システムで取り扱うに当たって、奈良市教育長が管理する「センターサーバ」を利用し、当該サーバと受託事業者が管理するクラウドサーバをオンラインで結合し、当該児童の個人情報を取り扱うことは、当該事務の公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

奈良市教育長（以下「実施機関」という。）は、「学びなら」学力向上システムについて、次のとおり説明した。

1 「学びなら」学力向上システムについて

(1) 「学びなら」学力向上システムは、児童の成績をデータ化し、そのデータを受託事業者が設置するクラウドサーバ上で分析を行い、その結果をもとに児童それぞれの習熟度に合わせた復習教材を提供することにより、児童の学習意欲と学力の向上を図ろうとするものである。

これまでは、児童が回答した紙のテスト問題の答案を、教職員がデータ化して、事業者が管理するクラウドサーバに転送し、当該クラウドサーバ内で採点及び分析を行っており、このことに係る実施機関が管理する「センターサーバ」と当該クラウドサーバの電子計算機の結合については、審議会から平成30年3月23日付け奈個情第29号（その後諮問事項の変更に伴い令和2年1月20日付け奈個情第12号）により答申があったとおりである。

(2) しかし、実施機関が運用している「G Suite for Education」の活用に係る電子計算機の結合について（令和2年9月16日付け奈個情第16号により審議会から答申を受けた事案）と同様に、児童が回答する問題及び答案についても「GIGAスクール構想」による学習者用のクラウドサービスを活用しようとするものである。

これにより、児童が回答する問題及び答案はすべてデジタル化され、これらの情報は、(1)の事業者が管理するクラウドサーバ内に、教職員がアクセス

できる領域とは別に児童がアクセスできる領域を設け、その領域で保管することとなる。

- (3) これにより、当該クラウドサーバ内で、教職員がアクセスできる領域と児童がアクセスできる領域を連携することで、児童は適時に復習教材が提示され、教職員は、児童の答案をデータ化し、当該データをクラウドサーバへ転送する事務の軽減を図ることができる。

2 個人情報情報の安全性の確保

実施機関は、「学びなら」学力向上システムを導入するに当たり、次のような措置を講じることで、児童生徒に係る個人情報情報の安全性を確保しようとするものである。

- (1) 当該クラウドサーバとセンターサーバを接続するネットワークは、暗号化通信を用いたインターネット回線を用いること。
- (2) 当該クラウドサーバ内における教職員がアクセスできる領域と児童がアクセスできる領域の連携は、クラウドサーバを提供する事業者による技術的なセキュリティが構築されていること。
- (3) 「学びなら」学力向上システムを提供する事業者は、実施機関と締結する契約において、「学びなら」学力向上システムや(2)の連携について、個人情報保護の対策と賠償について明記するとともに、インシデント発生時に即応できる体制を講じること。
- (4) クラウドサーバを提供する事業者は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格 ISO 27001 の認証及び品質マネジメントシステムの国際規格 ISO 9001 を取得していること。

第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が児童生徒に係る個人情報情報を適正に取り扱うために第2の2(1)から(4)までの説明による措置を講じようとしていることから、実施機関が「学びなら」学力向上システムを導入し、運用することについて、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、当該児童生徒又は第三者の権利利益が不当に侵害されることはない判断した。

ただし、実施機関が「学びなら」学力向上システムを導入し、運用するに当たっては、次の事項に留意し、児童生徒に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

「学びなら」学力向上システム管理事業者と契約を締結するに当たっては、当該事業者が条例に基づいて当該契約に係る個人情報を適正に取り扱い、当該契約を的確に履行することができるよう条項の字句を精査すること。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 審 査 経 過 |
|------------|---|
| 令和3年 1月12日 | 実施機関から諮問を受けた。 |
| 令和3年 1月21日 | 令和2年度第8回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。 |
| 令和3年 2月17日 | 令和2年度第9回審議会 1 事案の審議を行った。 2 答申案の取りまとめを行った。 |
| 令和3年 2月17日 | 実施機関に対して答申を行った。 |

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

| 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|---------|------------|---------|
| 荒 牧 裕 一 | 大手前短期大学教授 | |
| 石 黒 良 彦 | 弁護士 | |
| 杵 崎 のり子 | 奈良学園大学客員教授 | |
| 佐々木 育子 | 弁護士 | 会 長 |
| 浜 口 廣 久 | 弁護士 | 会長職務代理者 |